鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会・第3回第3部会会議録

日時　平成24年8月22日（水）13:30～16:00
場所　第3部会　鳥取市人権交流プラザ教養室
出席　木下委員(部長)、池本委員、藤田委員、山本委員（欠席）、小谷委員、田中委員
障がい福祉課長、中央保健センター所長補佐、中央地域包括支援センター主査、
人権推進課長補佐、主任、係長、主任

部会開会（13:30）

（事務局）　それでは時間になりましたので、第3回目の第3部会会議を始めます。
部長より挨拶をお願いします。

（部長）　みなさんこんにちは。部会は第3回目です。今日で終わりにしたいと思っていますが、提出されている新たな資料についても検討しながら、まとめていきたいと思います。今日は、まず先回までの事項を事務局より説明いただいて確認していきたいと思います。それが終わりましてから、病気にかかわる人の人権問題について、まとめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（事務局）　それでは協議に入る前に事務局から、本日の資料について説明させていただきます。
お手元に、今日の次第、資料の1、2を配布しています。資料1は、1～3部会までの今までの経過をまとめたものになります。3部会の部分について主に説明させていただきます。資料1の10ページ、「障がいのある人の人権問題」で、第2回までの協議を受けて、下線「本市が平成23年度実施したヒアリング調査の結果では（中略）ということが判りました。」という文章を追加しています。11ページの施策の推進方針の2つ目、素案に対して、「市民に対する福祉教育を推進し、（中略）実現を図ります。」という文章に修正しています。障がいのある人の人権問題は以上です。22ページの「病気にかかわる人の人権問題」は、今日協議ということになります。委員から提出いただいた修正案を追加しています。備考欄には修正理由を記述しています。24ページ、施策の推進方針の2つ目、素案の「相談窓口を設けます」という表現を「相談を受け付けます」に変更してはどうか、という意見が委員から出されました。29ページの「刑を終えて出所した人・罪や非行を犯した人」は、概ね素案通りで良いということでしたが、ヒアリング調査に関する記述を削除するかについて、再検討ということでした。30ページの「犯罪被害者やその家族」についても、先回協議いただき、素案の通りでということでしたが、同じくヒアリング調査の記述についての再検討が必要です。31ページの「性的マイノリティ」、32ページの「パワーハラスメント」については素案の通りということでした。以上が先回までの経過と、今回委員から出されていることについてです。資料2は、委員から出されています。3部会に関わる部分では、1ページに病気にかかわる人の人権問題についての意見が出されています。それから、4ページの刑を終えて出所した人・罪や非行を犯した人についても意見が出されています。3部会に関するものとしては以上です。

（事務局）　それでは、協議事項に移ります。部長さんで進行をお願いします。

（部長）　事務局より、第2回までの内容の説明をいただきました。説明のあった内容の通りということで、確認していきたいと思います。委員から、素案に対する修正案が出されています。同時に委員からも意見が出ています。委員からの提案は、資料1の22ページの病気にかかわる人の人権の、現状と課題の6～8行目の「ハンセン病は、らい菌による感染症で（中略）差別や偏見を助長してきました」という素案に対する修正案が出ていますし、24ページの（2）施策の推進方針の部分でも追加事項が出ています。この両委員からの意見については、平行して検討する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか？

（事務局）　平行して検討していただきたいと思います。

（部長）　委員より、6月21日付けで出されている意見は、（2）の施策の推進方針の部分の追加ですね。○の6つ目ということで追加事項が出されています。6月24日付けの意見は、（1）の現状と課題のところの6～8行目の部分を修正してはどうか、というものです。この点について、平行して検討していただきたいと思います。

（委員）　委員さんに質問してもよろしいでしょうか。

（部長）　はい。

（委員）　資料2の22ページの病気にかかわる人の人権問題に対する、委員からの修正案ですが、最後の方の、「また、平成18年に改正された、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』には、」とありますが、この法律はどこで出された法律でしょうか。

（委員）　国です。それ以前は人権を尊重しつつ施策の推進がされるということがなかったと思いますので、この法律が出された頃から、感染症患者の人権を尊重するという視点が持たれるようになった、ということを基本方針の中にも入れた方がいいのかと思い、記述しました。

（委員）　分かりました。

（委員）　質問ですが、委員からの資料に、「らい菌の感染力は『極めて弱い』ものというのは誤りです。」とあるのですが、ここについてどなたか分かりやすく説明いただけないでしょうか。私は委員がいわれたいのは、感染症という病気に関して、うつる、遺伝するのではないかという思いが、感染症患者の社会からの排除に繋がることが問題点なので、そういうことをしないために、人権の観点からの方針にしなければいけないという意味ではないかと、捉えています。知識として詳しくないのですが、「極めて弱い」という理解は誤りなのでしょうか。

（事務局）　そのことについて、委員ご存知ないですか。以前は、感染するという誤った認識から隔離されていたという事実があって、それは間違いだったということが後になって分かった、というのが歴史的な事実と思うのですが、今委員がいわれた「極めて弱い」という理解は誤りなのかということについては、どうなのでしょうか。

（委員）　最近の専門的な意見では、感染症であることに間違いは無い、というものです。「極めて弱い」といういい回しがどうなのかという問題もありますが、培養できないという意味での「極めて弱い」ということだと思います。逆説的ないい方ですが、感染力が強ければ差別してもいいのか、ということもあるのではないでしょうか。

（事務局）　病気によっては実際に隔離しなければいけないこともあります。そういう病気に対しても人権侵害があってはならない、という意味だと思います。ハンセン病に関しては、過去間違った認識によって人権侵害があったという事実があります。学会のなかでもらい菌の感染力が極めて弱いという表現はどうか、という議論があることを踏まえて、表現の見直しをしてはどうか、という委員の意見だと思います。見直すということであれば、中央保健センターとも協議をして素案の修正を行います。ただ、その部分関して委員から修正案が出ていますので、どちらを主としていくのかということも考える必要があるかと思います。

（部長）　ハンセン病という病気はハンセン病患者の外見に対しての、偏見が大きいのではないかと思います。

（委員）　後遺症による患者の外見が、偏見・差別を生んだ一つだと思います。それから国策や無らい県運動によって、より怖い病気だということを植えつけることになったということもあります。感染症というのは、発病するかしないかです。感染していればかならず発病するということではありません。発病するかしないかは個人の抵抗力などによっても変わります。

（部長）　文章の表現をどうするかということですが。

（事務局）鳥取県のホームページでは「らい菌の感染力は非常に弱く、非常にうつりにくい感染症です」というような表現がされています。そのような表現でいいのではないかと思います。

（委員）　大阪で、近畿の各県啓発プロジェクトを検証するというものがありましたが、それを見てもそのような記述がされています。

（事務局）認知されているという理解で、表現はこのままということでよろしいでしょうか。

（委員）　委員の意図がどのようなものかは分かりませんが。

（事務局）一昨年の県の人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会で、米子の方でポルフィリン症患者の方が話をされました。講演の中で、県が作成した人権パンフレットの中のポルフィリン症について説明した部分の「この病気は遺伝病ではありません」という記述が気に入らないということをおっしゃっていました。遺伝病だったらどうなのか、ということが問われたのだと思います。委員もそこに関しての問題提起をされたのだと思います。

（事務局）委員は、感染力が弱い、強いにかかわらず人権侵害があってはいけないという趣旨だと思いま

す。

（部長）　それでは、委員、委員、委員の意見を総合的に考えていく必要があるということですか。

（事務局）　話が前後しますが、委員の意見は現状と課題の、22ページの「現在では」というところの、「国においては」というところを入れ替えるということですよね。

（委員）　自分で出しておいてなんですが、あまりにも細かすぎたかなと思います。自分の思いを書いたのですが、ハンセン病だけをこのように細かく書くのはどうかと思ったので、委員からの修正理由にあるように「病気にかかわる人の人権問題を総合的に定義する」ということで、委員の修正案がいいかと思います。

（事務局）　委員の修正案を検討していくということでよろしいですか。

（委員）　はい。

（部長）　それでは、施策の推進方針に対して追加の案が出されています。

（委員）　これも細かく書いていますが、教育などこのような視点を盛り込んで欲しいということです。特に、聞き取りをされたときに、教育ということが強くいわれていたと思いますので、書かせていただきました。

（委員）　それに関しては私も同意見です。教育に関しては盛り込んで欲しいと思います。施策の推進方針に「教育」ということを入れさせていただいています。

（部長）　○の4つ目ですね。教育に関しては、委員はこのような記述でよろしいでしょうか。

（委員）　はい。

（部長）　それでは、委員と委員の案を基軸に協議していきたいと思います。

（事務局）　委員の修正案についてですが、22ページ現状と課題の2行目「またさまざまな病気について（中略）取り組みを推進していきます」とありますが、これは推進方針の方に該当するのではないかなと思います。「今後とも、（中略）反映させていきます」、それから、23ページ「精神疾患は、誰もがかかりうる（中略）必要な援助を行っていきます」というところ、また24ページの「検査方法や（中略）進めていきます」のところも同様に、推進方針ではないかなと思います。（1）はあくまで現状と課題ですので、整理が必要かと思います。ハンセン病の部分と重なる点もいくつかありますので、合わせた形で書いて少し文章全体を短くできたらと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）　「推進していきます」と書くと、確かに推進方針の方が妥当かとも思いますが、現状としてそれが推

進されていないということがいいたかったのです。だから推進が必要だという意味で書かせてもらいました。書き方には工夫が必要かと思います。

（事務局） 例えば、いい切りの形ではなくて「推進していく必要があります」ように変えると課題ということになるかと思います。

（事務局） 文末を「必要があります」問題提起しておいて、推進方針に繋げるということでもいいかと思います。

（委員） できれば、現状と課題にあった形で文末を変える方向で、文章自体は残していきたいと思います。

（部長） 文末を変えてはどうでしょうか。

（事務局）「必要があります」という形はどうでしょうか。

（事務局） ヒアリング調査の記述を他の人権課題は、全体に合わせるという形で調整されていますが、22ページには残っています。部会としてどうされますか。

（事務局） 他の人権課題については、大体削除されています。

（委員） 発言を許可していただいてよろしいでしょうか。私自身は「ヒアリング調査を行った」という一文を入れているだけ、という受け止めをしました。それでは意味がないのではないかと思います。ヒアリングによって明らかになった課題などを基本方針の中で文章化できれば、その方が自然ではないかと思いました。ただ、経過の中で、鳥取市が「ヒアリング調査を行った」ということを記載した方が良いのではないか、という気持ちも生まれました。部会で残したほうが良いと判断されれば、それを再度全体の場で協議すれば良いのではないかと思います。

（委員） それに関しては「うかがいました」の繰り返しではおかしいと思いますが、多くの人に聞き取りをしたという事実と、聞き取りを行った人の思いはどうなるのか、という思いもあるので、ヒアリングによって明らかになった課題を記述するという形で、残したほうが良いのではないかと思います。

（部長） 障がいのある人の人権問題のところだけ残すのか、3部会で取り扱う課題については全部入れていくのか、ということになるのではないでしょうか。

（事務局） 障がいのある人の人権問題については、文章中に記載されています。10ページ、「本市が平成23年度実施したヒアリング調査の結果では、伴に暮らしやすくするため人々の意識の中の障壁を取り除く必要があるということが判りました」となっています。

（事務局） 残っているのは現時点ではその箇所だけです。
障がいのある人の人権問題について議論したときには、まだヒアリング調査の記述をどうするかとい

う議論がされていなかったので、残っているということです。

（事務局） 30ページの犯罪被害者とその家族のところについても、ヒアリング調査の記述を残すかどうか協議が必要です。

（部長） 指摘のあったヒアリング調査の記述に該当する箇所については、全体会での協議でよろしいですか。

（事務局） はい、分かりました。

（部長） 事務局から指摘のありました、22ページの現状と課題の8行目にあるような、「推進していきます」という表現については「推進していく必要があります」という表現に変えていくということでよろしいですか。

（事務局） はい。

（部長） 同様に、16行目「反映させていきます」を「反映させていく必要があります」に、23ページ下から10行目「必要な援助を行っていきます」を「必要な援助を行っていく必要があります」に、24ページ17行目「取り組みを進めてきます」を「取り組みを進めていく必要があります」というように、それぞれ表現を変えるということでよろしいですか。

（委員） はい。

（部長） 委員から出されている資料2の現状と課題の部分については、どうしましょうか。

（事務局） 委員はらい菌の感染力について「極めて弱い」といい切りの形ですが、修正案ということではなく、意見だと思います。協議の内容を説明すれば、理解いただけると思います。

（部長） では、基本的には委員の修正案でいくということでよろしいですか。

（事務局） 流れとしては、昨年11月に諮問させていただいて、市長に対する答申案を作成・提出して、それを受けてもう一度市の案を作るという作業になります。その際に、市のほうで表現など訂正させていただく場合もありますが、大幅な変更は考えていません。懸念することとしては、施策の推進方針を遂行していけるかということです。このように関係課に出向いていただいて、実現できるかという整理が必要と思います。素案は各課で実現可能と思われることが書かれています。それに対する各委員からの修正案ですので、各課から委員のみなさんに対して、修正意図などを確認していただくことも必要と思います。中央保健センターは、何かありませんか。

（事務局） 委員から、「相談窓口を設けます」とありますが、ハンセン病やHIVについては県の事業になり、県が窓口を設置しています。中央保健センターでは、相談があればそれに応じて機関の紹介を行

い、是正指導を行うなどは行っていますが、「窓口を設ける」ということとは異なるのではないかと思いましたので、前回「相談を受けます」という表現に変えさせていただきました。中央保健センターでできることとすれば、ホームページの県の相談窓口のリンクを貼るなどの、啓発には取り組んでいけるのではないかと考えています。

（事務局） 委員の修正案の施策の推進方針の2つ目の○に「～相談窓口を広く周知します」と書かれていますが、これは「相談を受け付けます」という表現に変えてよろしいでしょうか。

（委員） どんな内容の相談でも、どこに行っても相談に乗ってもらえる、そのような場所があるということを広く周知していく、ということは一番入れて欲しいことですし、そういう意味では「総合調整機能」については、出来るかどうかではなく、絶対に実現して欲しいと思います。分野ごとに解決をはかって、「うちは違います」と跳ね返されるような状況を作ってはいけませんし、連携をはかることの重要性を理解していただいて、出来ないということで終わらせていただきたくないと思います。

（事務局） 現状を申しますと、市民総合相談課ですべての相談を受け入れています。市民からは、たらい回し、と思われるかもしれませんが、総合調整機能はあります。

（委員） では、そこをもう少し強化していただきたいと思います。実際に相談したいという市民からはその機能が見えませんので、頑張っていただきたいと思います。

（部長） PRは結構されているのではないですか。

（事務局） 市民総合相談課は、本庁舎、駅南庁舎にあります。ホームページ上などでも相談を受け付けています。各人権福祉センターもあります。そこで解決できない問題については、保健センターや、包括支援センターなどを紹介しています。

（委員） 委員がいわれるのは、病気にかかわる相談であっても、その中に就労や教育の問題も出てくるので、そういった意味で総合的な相談窓口が欲しいということではないですか。

（委員） すべての人たちが様々な問題に関心をもって、理解した上で相談を受けてもらわないと、「その問題については分かりません」というような対応をされると困ってしまいます。

（部長） 行政に努力いただくことも必要と思います。基本的には委員の案でよろしいですか。

（委員） ハンセン病についてですが、22ページのアンダーラインが引いていない部分ですが、下から3行目の「ハンセン病は特殊な病気として扱われ」の「特殊」というのが引っかかっています。以前いただいた回答は、「病気の原因がよく分からなかった時代には、不治の病、遺伝病などと誤解され、恐ろしい病気と考えられていたことから、特殊と表記させていただいたものです」というものでしたが、「特殊」という表記はどうなのでしょうか。読まれた方はどのような印象を受けられるのでしょうか。

（委員）　ここだけ見ると確かにどうかと思いましたが、国が特殊な病気として扱ってきたという事実が書いてあって、その結果差別や偏見を助長してきました、というように括ってあるので、この段落全体を読んで違和感がなかったので、そのまま残しましたが、みなさんの意見もうかがいたいと思います。「特殊な」を「特別な」にしてはどうでしょうか。

（委員）　「特殊な病気として誤解され」などの表現に変えたほうがいいのでしょうか。

（部長）　「特別な」でも良いのではないでしょうか。

（委員）　このような表現は見たことがないような気がします。

（事務局）ちなみに県の第二次人権施策基本方針の表現を見ますと、「療養所への強制隔離という誤った政策によって、長年にわたり多くの人が施設入所によって地域社会はもちろん家族との関係が絶たれるなど、過酷で不当な人権侵害を受けました」となっています。

（委員）　あえて「特殊な病気」という書き方をしなくても良いのではないかと思います。

（事務局）「強制隔離という誤った施策が行われた」ということを書くことができれば良いと思います。

（事務局）例えば、「国において、ハンセン病は患者に対して隔離政策がとられた結果、病気や患者に対する差別や偏見を助長してきました」というようにして、「特殊な病気」の記述を削除してしまうという方法もあるかと思います。

（委員）　一番大切な「隔離政策がとられてきた」という記述が残っているので、いいのではないでしょうか。

（委員）「誤った」という記述も入れるべきです。

（事務局）「患者に対して『誤った』隔離政策がとられた結果」ですね。

（事務局）そうすると、「ハンセン病は」の部分からとらないと文章が合わなくなります。「しかしながら、国においては、患者に対して誤った隔離政策が～」というような文章になります。

（委員）　今聞きながら思ったのですが、委員が素案に対する意見を出されたのは、今なお差別や偏見が存在し、家族とうまく関係が築けなかったり、高齢化や後遺症などによって入所生活を余儀なくされているという現状に対する医療・介護面の支援が必要である、という現状を入れるべきだと思います。委員から出されている意見についても、盛り込むべきだと思います。

（委員）これが現状ですので、入れていただきたいと思います。

（部長）委員から出されている資料3の後半、「現在なお」からを追加してはどうかという意見ですね。

（委員） そうです。

（部長） みなさんいかがでしょうか。資料3の（1）の現状と課題の「現在なお偏見や差別が根強くあり（中略）不安を抱えながら生活しています」の5行を入れたらどうかという意見です。委員の修正案の「～偏見を助長してきました」の後に追加するということですが。少し短くするか、そのまま入れてもいいかとは思います。

（委員） そのまま入れていただいた方がいいですが、そうすると、ハンセン病の病気に関する記述はばっさり削除していただいた上で、追加した方がいいと思います。

（委員） 「堕胎・断種などの強要」という文章を追加するとすれば、これは遺伝を恐れての行ですので、病気に関する記述はあってもいいと思います。

（委員） 全部あったほうがいいということになりますね。

（部長） 22ページの下から6行目の部分を全削除して、委員の意見を入れてはどうですか。

（委員） 必要であれば直しを入れていただくということでいかがでしょうか。

（事務局） もう一度整理をお願いします。

（委員） アンダーラインのない部分を全て削除して、私の文章を追加するということです。

（事務局） 4行目～6行目の部分の書き方が異なります。

（委員） 修正が必要です。

（部長） 3行目までは同じですね。

（委員） 4行目からの表現が・・・ということですね。

（事務局）「しかしながら、国による隔離政策と官民一体として行われた無らい県運動により、ハンセン病が恐ろしい病気という誤解を与え、偏見差別を助長してきました」というような形はどうでしょうか？「社会全体がハンセン病を恐ろしい病気誤解してしまった」と言い切るのは、少しそぐわないかなと思います。

（委員）「偏見差別の助長」などが重なってしまうので、私の案は「ハンセン病を恐ろしい病気と誤解してしまいました」、その次の「現在なお（中略）根強くあり」までをとって、その誤解の結果「親族との断絶や～」以降の3行を残して、「退所者や非入所については今もなお～」というように現状を書いてはどうでしょうか。

（委員）　実態はぜひここで書くべきだと思います。

（委員）　率直に現状を書けばいいのですよね。

（委員）　現状を書いて、まだまだこういう課題がありますというところまで書く必要はありますよね。

（事務局）まとめて文章作成していますので、少しお待ちください。

（委員）　まとめていただいている間に、よろしいですか。
現在の国の取り組みについては、書く必要はないのでしょうか。県の方はどうなっていますか。

（事務局）県の基本方針には、法律の流れがずっと書かれています。平成20年にハンセン病問題の解決の促進に関する法律が施行された、ということが書かれています。

（委員）　その中に、国や地方公共団体の責務が謳われています。

（事務局）県は現状と課題という書き方ではないので、単純に比べられない部分もあります。

（委員）　課題の部分では、退所者や非入所者についても発覚を恐れて、適切な医療や介護を受けられないという不安を取り除いていくような施策に取り組んで欲しいと思います。その必要があるという現状が、課題としてあがるのではないかと思います。県がすごい勢いで無らい県運動を行った結果、地域に戻れない人たちに対する受け入れ態勢を市としても力を入れていかなければいけない、という課題が残されていることを、うまく記述できれば現状と課題になると思います。

（事務局）委員と委員の案を織り交ぜると重なる部分もあるので、事務局で修正したいと思います。

（委員）　委員が補足されたように、県が行った無らい県運動の反省を経て、市としては何に取り組んでいくかということについては、いかがですか。

（事務局）市の役割としては、啓発になります。

（委員）そういうことも取り入れてはどうでしょうか。

（委員）具体的には施策の推進方針の方になるかもしれませんが、視点としては課題のところでも触れておいたほうがいいのではないかと思います。

（事務局）それについては、施策の推進方針の1つ目の○に「差別意識を払拭するための啓発」「～正しい知識や情報の普及に努めます」ということが、書かれています。

（部長）　ひとまず、今の意見を網羅していただくような形の文章を再度事務局で作成していただくということ

でよろしいでしょうか。

（事務局） 分かりました。

それから別のところになりますが、施策の推進方針のところで委員が一番下の○に書いておられる「本施策の推進方針の実施状況をチェックし（中略）検討委員会を設置します」とありますが、これは病気にかかわる人権問題に特化していえることではなく、全ての課題に共通することです。素案の第3章に人権施策推進体制の整備というのがあって、そこで協議会にチェック機関をお願いするようなことを書いていきたいと考えています。この部分ははずしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（部長） 総合的に考えるということですね。

（事務局） はい。

（委員） 結局病気にかかわる人の人権についてこれまであまり考えてこられなかったということがあります。例えば精神疾患に関する当事者の意見はきっちり聞いていないですし、様々な問題を抱えた当事者の意見を聞けるような検討委員会の設置が必要ではないかと思い書かせていただきました。全体でも必要ですし、個別具体的にも必要だと思います。

（事務局） 人権という視点ではこの協議会になります。

（委員） 病気をかかえる人に関しての検討委員会みたいなものは、鳥取市にありますか。

（事務局） 当事者の会のようなものしかないです。

（委員） あるようなないような感じがします。あったとしてもそこで話をして「ああそうだよね」というだけで終わってしまって、それが問題としてあがってくることは難しいです。そういう検討委員会を作るとすると、様々な機関が関わってもらって、病気をかかえていても安心して生きていけるような社会の状況を作っていきたいのです。今はそれができていないような感じがします。

（委員） 医療の問題と、人権の兼ね合いがどうかという部分がありますね。

（委員） 医療関係者にも、医療だけしていればいいという考え方はやめてもらいたいのです。病気を抱えながら生きていくことは簡単なことではありません。病気をかかえる人の人権を守ろうとしたら、どこかに任せておけばいいということではなくて、多くの人の関わりが必要です。そのためには分野を越えて話し合う場が、会が必要だという意味での検討委員会です。

（事務局） 基本方針を作りっぱなしにせず、定期的にチェックを入れていく。そこには委員会を持つ。その委員会を個別の課題についてチェックするような形にするということではいけないでしょうか。

（委員）　そのような形で実現できるのであればいいと思います。文章がどうだ、こうだという検討委員会ではなくて、施策が実行されているのかどうか、足りないものはなんなのかということを検討するためには、普段その問題に関わっている人の参画がなければいけないと思います。この記述は残して欲しいと思います。

（事務局）３章に対して、対案を出す予定の中で、素案の（6）人権推進体制についてのところで、「本市のすべての機関で人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内に人権施策基本体制を整備し、人権施策に関する連絡調整と人権問題に対する情報の共有化をはかります。また施策の推進にあたっては、本市の各機関が連携をはかるとともに、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会の意見を踏まえながら人権施策を推進していきます」という表現で書かれています。これが出来たあかつきには、各課から事業計画を集めて協議会に対して出す予定で考えています。病気にかかわる人権だけに特化して書くのは難しいと思います。

（部長）すべての課題について一括で考えるということですね。

（事務局）そうです。

（部長）　協議会を開いたときには、結果が報告されるということですね。

（事務局）計画等に基づいて、今年度どうだったのかという報告をさせていただいて、こういうところが反省として考えられる、ということを出していただいて、次に活かしていくという流れになります。

（部長）　この協議会はこれで最後ではないですので。

（事務局）今は基本方針を作っていただいているところです。

（部長）　ずっと継続していくということですね。

（事務局）そうです。

（部長）　検討委員会のことを個別課題の病気にかかわる人の人権についてだけに書くというのはどうか、ということですね。

（事務局）それは全体を通した協議会の役割なのではないかと思います。

（部長）　協議会の場でチェックできるということですね。施策が推進されていないということであれば、また委員から追及ができる、というようなことですね。ということで、削除させて欲しいということですが、いかがでしょうか。

（委員）　今の説明では納得し難い部分もあります。委員や私が考えている検討委員会の意味合いは、当

事者の意見を反映できるような、市行政そのものでもない、それでいて当事者と行政を繋ぐ、いわば第三機関のような委員会だと思います。実際の事例をもとに、どこに繋ぐかという体制作りがなされているかということや、啓発の状況であるとか、というようなチェックをしながら、次の取り組みに反映させていけるような委員会が欲しいと思います。今の委員会の説明だと、市が行った取り組みが出されて、それをチェックするという流れですので、当事者と行政との距離を感じます。委員の提案された検討委員会設置に向けて、譲歩はしていただけないでしょうか。

（事務局） 協議会とは別に検討委員会を立ち上げるというのは難しいです。

（部長） すべての個別課題に設置していくとなると、物理的に難しいと思います。

（委員） これまで認知症というと介護の視点で解決をはかれるだろうと考えられていたのが、医学の進歩によって初期で治療がなされ、社会の中で生活できていく状況が出てくるにあたって、認知症を抱えながら生活を送っていくことには非常に困難を伴います。何かしらの助けは必要になってくる訳ですが、介護ではない視点でそれを考えるという体制ができていないので、この部会にも参加させていただきたいと思いました。私は若年性認知症患者の「生活支援をコーディネートする体制を整備していきます。」と、3つ目の○に書いたのですが、コーディネートに関する検討委員会をせめて若年性認知症に関しては作っていただきたいと思います。もちろん若年性認知症の問題だけが解決されればいいという問題ではないですが、病気にかかわる人の人権問題から削除するということであれば、ここにだけは記述していただきたいと思います。

（事務局） 中央包括支援センターから説明させていただきます。

（事務局） 市の課題であると認識しています。今年やっと、全県で若年性認知症のネットワークが立ち上がったところで、まだまだ進んでいません。その場でも、患者さんが抱えている問題に対してどう対応していこうかというところが、出てきつつあるところです。これから問題をまとめて、対策をしていく段階ですので、もう少し時間をいただきたいというのが本音です。窓口は地域包括支援センターの方で対応させてもらいます。上との協議も必要ですので、ここではこれ以上は言及できません。

（委員） 患者本人のいない場で必要なものは出てこないですし、その場に患者本人を含めないといけないのです。

（事務局） 全県のネットワークは認証症家族会の方が主となってされています。若年性認知症に特化はされていないですが、若年性認知症問題も扱われています。

（委員） 高齢者の問題と若い人の問題は違います。

（事務局） 認知症家族の会が窓口にはなっていますが、そこが若年性認知症の相談も受けておられるので、そこで対応され、具体案を出しておられます。その会と委員さんのところの会が一緒に出来ればいいなと思っているのですが、それは別の場で協議しなければいけないことだと思います。

（委員）　その会はちゃんとしておられると思います。ただ若年性の場合は、医療の問題や就労の問題が絡んできますので、そこに対する検討委員会というか、雇用するときにどのようにサポートしていったらいいかということが分かっていないと思います。家族会の取り組みとは別の考え方をしていきたいということで、あえて検討委員会の設置を要望しています。

（事務局）全県での活動も、全県で行われたアンケートをもとに問題点を抽出して、それに対応していこうと考えているところですので、その動きも見ながら、市の方針を考えていく必要もあると思います。その全県の会には私も参加していますので、情報も共有しながらやるしかないのではないかと思っています。そこから、鳥取市としてはどうしていくのか、という次の対応になってくるかと思います。

（委員）　当事者が具体的な問題をかかえて、どうしたいと思ったときに段階的に起こってくる問題に対して、適切な支援が行われているかどうかを考えたいと思います。総合的にどうかではなくて、具体的な問題を解決するうえで必要なことを考える検討委員会があるといいのではないかということですよね。

（委員）　そこに当事者を中心にという基本的な考え方を持っていただければと思います。

（委員）　検討委員会があればこちらの意見も取り入れていただけるのかなと感じます。

（事務局）全県で行っておられるということで、若年性は取り上げられだしたところだというお話がありましたが、現段階ではどのようなことをされようと、考えておられるのですか。

（事務局）それはこれから具体的になっていくところで、早期受診につながっていなかったことや、就労の関係では、仕事を辞めたということがあったということもありました。そういう問題点をまとめて、県、医師会、当事者が一緒になって具体的にしていこうという会なので、方針としてはそこの動きを見ながら作っていきたいと考えています。

（事務局）委員のいわれるのは、そこに人権の視点を必ず入れて欲しいということですよね。

（委員）　それから、当事者を入れてということです。新たな体制作りを行っていただきたいと思います。

（事務局）そのことについては、別の機会にお話させていただきたいと思います。

（委員）　施策としては、そういう検討委員会を整備して欲しいという、要望です。

（事務局）問題提起ですね。

（事務局）要望として受けます。全県の会とも意見交換などを重ね、連携を取りながら進めることも検討したいと思います。

（委員）　協議会の位置づけは、意見をまとめて市へ答申するという立場で、こうあって欲しい、こういう施策

をすべきだということをまとめるのがこの会の趣旨ですので、私たちは妥協しすぎることはないと思います。

（部長）　実現不可能なものを並べても意味がない部分もあります。

（委員）　確かにその辺の兼ね合いは難しいところもあります。

（事務局）基本方針の中には入れ難いということを申し上げているのであって、具体的な部分については今後調整可能な部分もあるかと思います。事業としては人権という視点で見て、委員のみなさんにチェックしていただいて、意見をいただくという場面はあります。

（部長）　中央包括支援センターも現在協議を進められているということですね。

（事務局）施策の推進方針からは検討委員会の記述を削除していただきたいと思います。

（部長）　それでは、病気にかかわる人権問題については、基本的には委員の修正案を取り入れるということでいきたいと思います。

もう一つ残っているのが、委員から提案がありました、刑を終えて出所した人・罪や非行を犯した人についてです。A3資料の26ページを参考にしていただいて、みなさんの意見をうかがいたいと思います。

(1)現状と課題ですが、最後の4行のヒアリング調査の記述は、3部会としては削除という考えで、全体会で協議してはどうかということになっていますので、協議は省略させていただきます。

(2)施策の推進方針について検討いただきたいと思います。資料2の4ページです。

（委員）　今回委員から出されているのは、右の欄の「罪を犯した人、容疑者の人権も入れていただければと考えます」というところで、これは現状と課題、施策の推進方針、両方に関わることだと思います。

（事務局）刑を終えて罪を償った人と、罪を犯した人について、一緒に書くことは難しいのかなと思います。罪を終えて出所した人は、罪を償って出所されていますが、罪や非行を犯した人についてこちらが関わっていくのは難しいと思います。

（部長）　一緒には考えられないですね。

（委員）　現時点で入っていないのは、「容疑者の家族の人権」についてですよね。「被疑者やその家族」という記述はあるのですが、被疑者と容疑者は違うのでしょうか。

（事務局）そこに併記していけばいいかと思いますが、委員に確認してみたいと思います。

（事務局）刑事訴訟法で罪を犯したかどうか疑いのかかる人が被疑者で、容疑者はマスコミ用語のようです。意味合い的にはほぼ同じだと思います。テレビやラジオで被疑者と被害者を聞き間違えることを防ぐ

ために使われているようです。

（事務局） 被疑者と容疑者という言葉を整理して、委員に確認してみます。

（部長） では、事務局から確認をしていただいて、併記ということで了解いただけましたら、追加ということにさせていただきたいと思います。それでは協議事項のその他について事務局よりお願いいたします。

（事務局） 3部会は概ねまとまりました。病気にかかわる人の人権問題については委員、委員の案をミックスさせていただいたものを部会案としてまとめて、各委員に郵送させていただきたいと思います。確認をしていただいた上で何かありましたら、メール・FAXなどでやりとりさせていただきたいと思います。3回にわたる部会は本日で終了し、今後は全体協議会ということになります。全体協議会の時期については、10月25日を予定させていただいています。他の部会の進捗状況については、1部会が9月末頃に再度部会を開かれます。2部会は今週の部会でまとまると思います。全体協議会で基本方針の案が出来ましたら、それに対する市の対案を出させていただきたいと思います。

（部長） 他にはよろしいですか。
それでは時間を超過しましたが、全体協議会には皆さんの出席をお願いして、終了とさせていただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。